## 平成29年4月1日以降適用の利用者負担額表

## 認定こども園、幼稚園(施設型給付)での教育標準時間(1号)認定の利用者負担額表

階層	定義		利用者負担額(月額)	
			1 号認定	
			満3歳児~4歳児	5 歳児
1	生活保護世帯		0 円	0 円
2	市町村民税非課税世帯		0 円	0 円
3	市町村民税の均等割のみ課税される世帯		900 円	0 円
4	市町村民税所得割課税額が 20,000 円未満の世帯	ひとり親世帯等	1, 200 円	0 円
		上記以外の世帯	5, 900 円	0 円
5	市町村民税所得割課税額が 20,000 円以上 33,900 円未満の世帯	ひとり親世帯等	1,700円	0 円
		上記以外の世帯	8, 100 円	0 円
6	市町村民税所得割課税額が 33,900 円以上 77,101 円未満の世帯	ひとり親世帯等	2, 400 円	0 円
		上記以外の世帯	11, 500 円	0 円
	市町村民税所得割課税額が 77, 101 円以上 101, 500 円未満の世帯		11, 500 円	0 円
7	市町村民税所得割課税額が 101,500 円以上 233,500 円未満の世帯		17, 900 円	0 円
8	市町村民税所得割課税額が 233,500 円以上の世帯		22, 400 円	0 円

- ※ 年齢は、当該年度の4月1日時点での年齢です。
- ※ 市町村民税の所得割額は、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除、配当控除、外国税額控除、配当割額又は株式 等譲渡所得割額の控除、寄付金税額控除における特例控除額の特例、東日本大震災に係る住宅借入金等特別控除の適用 期間等の特例が適用される前の金額になります。
- ※ 父母の市町村民税の合計額で決定します。父母に収入がない場合等、世帯の状況によっては、同居の祖父母の市町村民 税の合計額で決定することがあります。
- ※ 第3階層の世帯であって、同一世帯に兄姉がいる児童の利用者負担額は、0円とします。
- ※ 同一世帯に年少から小学校3年生までの範囲内に子どもが2人以上いる場合、多子軽減措置が適用されます。(最年長の子どもを第1子、その下の子どもを第2子とカウントします。第1子は全額負担、第2子は第1子の半額、第3子以降は全額免除となります。ただし、就学前の子どもで保育所、幼稚園、認定こども園等に在籍していない児童は人数に含みません。)
- ※ 4月から8月の利用者負担額は前年度の市町村民税額で、9月から翌年3月の利用者負担額は当年度の市町村民税額により決定されます。

門真市こども部 保育幼稚園課 〒571-8585 門真市中町1番1号(別館1階)

電話:06-6902-6757